ごみ行政について

ごみ行政について、次のような視点から質問が行われました。

【リサイクルについて】

質問…本市で行っている植木剪定材堆肥化業務委託について、契約形態が随意契約となっている理由は何か。

部長…年間一万トンを超えて排出される植木剪定材を、確実に処理できる事業者が一社だけだったということだ。他の事業者についても、神奈川県の県土整備局に登録されている中から十五社に聞き取りなどの調査を行っており、今後も継続していく。

質問…他市に比べ、本市の植木剪定材の処理量は多いとの指摘がある。産業廃棄物は市では処分できないが、排出量中、約十一％を占める建設・土木業の搬入物について調査は行っているか。

部長…建設廃材と思われる木材や、造成工事に際し排出される樹木については受け入れていない。事業者は搬入の際、届出書を提出することになっており、内容が疑わしい場合、排出元に対し追跡調査を行っている。

質問…焼却灰の※溶融固化処理により生成されたスラグは使い道が難しいと思うがいかがか。

部長…現在、名越・今泉両クリーンセンターから発生する焼却灰は県外の三事業者に溶融固化処理を委託しており、生成されたスラグは売却され、道路の路盤材等に利用されている。毎年度行っている委託先等の現地確認及び事業者からの報告書を通じ、需要と供給の安定性があることを確認している。

質問…灰溶融は高温で処理を行うことから大量のエネルギーを消費する。今後も同様の処理を続けていくのか。

部長…本市には焼却灰の埋め立てができる最終処分場がないため、焼却を続ける限り、何らかの方法で焼却灰の処理を続けていかなければならない。まずは燃やすごみの削減に取り組み、溶融固化に替わる手法についても検討していきたい。

【山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設にかわる代替案について】

質問…代替案の中で、家庭用生ごみ処理機の普及により、千八百トンの生ごみ削減を見込んでいるが、その根拠について聞きたい。

部長…今回、無作為抽出で二千世帯にアンケートを行い、千七十世帯から回答をいただいた。その結果、生ごみ処理機や本市の補助金制度についてご存知でない方も多くいることがわかり、そういった潜在的に普及可能な数値を見込んでいる。

質問…生ごみ処理機の普及については二十％が限度ときいている。今回二十九％まで使用してもらうという予想をしているが、その整合性はどうなっているか。

部長…二十％程度というのは、業界でもこれまで言われてきた数字だが、必ずしも根拠があるものではないと考える。今回のアンケートは処理機を使用していない方も含めた初めてのものであり、その結果を踏まえた普及目標である。

質問…ごみ半減計画達成に向け取り組んでいた平成十三年から十五年ごろ、やはり処理機の普及に向け、諸施策を行っていたものの、普及台数は一万二千台程度で推移している。これが限界ではないのか。

部長…さまざまな取り組みを行ったが、それでも今回、生ごみ処理機や本市の補助金制度を知らない方がいるという結果が明らかになったことについては、反省せざるをえない。

今後の取り組みとして、近年進歩してきている生ごみ処理機に実際に触れてもらう機会を増やすとともに、市内販売店と連携した普及を行うなど、バージョンアップした形での取り組みを計画している。

（環境部）

就学支援について

就学支援について、次のような質問が行われました。

【高校生の就学支援】

質問…本市では、十月より就学援助金支給要綱を施行し、高等学校への就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品・教科書代として、年一回三万円を支給することとした。今回はわずか一カ月間という短期間で募集が行われたが、周知方法と応募状況はどうだったか。

部長…「広報かまくら」、ホームページ、各支所での周知はもとより、昨年度受給者等への個別周知や市立中学、県内高校への周知を行い、十月十八日から受け付けを開始し、二百七十七人から申請を受けた。

質問…就学援助金給付対象者はどのように選考するのか。また、いつ給付されるのか。

部長…家族の前年度所得額が、生活保護の基準となる年間世帯需要額の一・二倍以内であることとしている。遅くとも一月中には給付できるよう準備を進めていく。

質問…予算化されている二百人、六百万円を超えた場合はどのようにするのか。

部長…対象者全員に給付できるよう対応してまいりたい。

質問…来年度以降、本制度の継続を考えているのか。また来年度のスケジュールを聞きたい。

部長…社会情勢が好転しているとは言えず、本制度の継続は今後とも必要と考えている。来年度は、予算が可決されたら、速やかに広報を行い、四月から六月くらいの間に申請を受け付け、七月後半には給付できるよう準備を進めていきたい。

【高校卒業後の就学支援】

質問…高校卒業後の就学支援策である日本学生支援機構、民間育英団体などの奨学金制度や、学校独自の制度などの支援策について、高校生の就学援助金対象者に、二年生初めの段階で周知できないか。

**　またホームページで、本市の就学支援として小・中・高生支援もリンクして見られると、市民の安心につながると考えるがいかがか。**

部長…ご提案の内容は工夫し、検討してまいりたい。

【青少年全体の就学支援】

質問…経済的理由から就学をあきらめ、高校を中途退学した生徒が復学を希望した場合、どんな支援が行われているのか。

部長…神奈川県教育委員会の高校教育企画課が相談窓口になっている。また、在学した学校のほか、出身中学校が支援する場合もある。

質問…世話になった中学の教師に相談するという例を何度か聞いたことがある。教師を育成することが最高の就学支援になると考えるが、教育長の見解を聞きたい。

教育長…教師というのは子供たちにとって最大の教育環境であると思っている。頼れる教師の育成を目指して、教育委員会としても努力を惜しまず進めていきたい。

（教育総務部）

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

少人数学級の早期実現を求めることに関する意見書

文部科学省は、本年８月、成長の原動力としての未来への投資である「強い人材」の育成を目指すためには、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子供と向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務であるとして、少人数学級の実現などを掲げた新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）を発表した。

この計画案は、40人学級を見直し、少人数学級の推進等を主な内容として、平成23年度の実施対象を小学校第１・２学年とし、以後毎年対象学年を引き上げながら、平成26年度からは中学校もあわせて実施し、平成28年度に中学校第３学年まで完了する計画であり、さらに、平成29年度に小学校第１学年で、また平成30年度に第２学年で30人学級を実施させることにあわせ、教職員配置の充実も図っていこうとするものである。

本市では、国に先がけ35人学級を小学校第１・２学年で実施しており、教員が子供一人ひとりに対してきめ細やかな、個に応じた指導を行うことにより、子供たちがみずから積極的に学び、豊かな人間性をはぐくむ機会を確保している。これは、困難を抱える子供に日々寄り添う保護者や学校関係者にとって大きな喜びであり、さらに多くの学級の現状を改善し、子供一人ひとりが大切にされる教育を進めるために、この計画案が早急に実現されることが望まれる。

よって、国及び神奈川県におかれては、教育を強い人材を育成するための先行投資ととらえ、昨今の厳しい財政状況においても、必要な財源を確保し、計画案にある30人学級を早急に実現するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

鎌　倉　市　議　会

子ども手当の財源の地方負担廃止を求めることに関する意見書

政府は、平成22年度に創設した子ども手当について、中学校卒業までの子供１人当たり月１万３千円とし、当初予算案において給付総額２兆2,554億円としたが、その財源には、暫定措置として地方負担約6,100億円を盛り込んだところである。

現在政府は、本年４月に施行された平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき、子ども手当受給者のうち、児童手当受給資格者分の児童手当相当額については、児童手当法の費用負担を引き続き適用するものとの規定により、本年度の財源確保のため、地方自治体及び事業主に、法に基づく費用負担を継続させている。

これにより、本市における負担額は、本年度の子ども手当支給の総支給見込み額約26億7,400万円のうち、約１億8,200万円となる見込みである。

こうした中、地方６団体では本年８月に子ども手当の全額国費負担を求める声明を出したほか、本市においても、本年11月に2011年度予算関連要望の中で、子ども手当の全額国費負担等について政府に要望しているところである。

子育て支援においては、それぞれの地域の実情に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担っているが、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきである。

よって、政府におかれては、地方自治体の実情を踏まえ、平成23年度の予算編成に当たっては地方負担を廃止し、現政権が掲げた政策を守る努力をするとともに、全額国庫負担とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

鎌　倉　市　議　会

鎌倉市議会からのお知らせ

◆かまくら議会だより　音声版・点訳版のご案内

「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◆請願・陳情の出し方

市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

請願と陳情の違い…請願は１人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局
議事調査担当
電　話：0467-23-3000　内線2448
ＦＡＸ：0467-23-5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp